

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成30年3月市議会提出分②）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額の加算額の引上げ等をするものです。	平成30年 3月議会 議案 第42号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市内部の管理規定を定めるもので、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	消防局 地域防災 課 089-926- 9232
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市国民健康保険条例等 の一部を改正する条例	基礎賦課限度額を引き上げるとともに、低所得世帯に対する軽減措置を継続するほか国民健康保険の広域化に伴う所要の規定の整備を図るものです。	平成30年 3月議会 議案 第43号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) 軽易な内容であるため(実施要綱第3条第2項第1号に該当)	国保・年金 課 089-948- 6360 高齢福祉 課 089-948- 6388 障がい福 祉課 089-948- 6407 子育て支 援課 089-948- 6409
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの御意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。